

基発 0331 第 10 号  
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改定: 平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 6 号。以下「算定基準」という。) をもって取り扱ってきたところであるが、本年 3 月 4 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 52 号) 等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 4 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1 算定基準の記の 1 本文中、「(最終改正: 平成 26 年 3 月 5 日)」を「(最終改正: 平成 28 年 3 月 4 日)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 (15) の「7 点」を「9 点」に改める。
- 3 算定基準の記の 1 (20) の「1,200 円」を「1,250 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 1 (22) のアの(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) (1 単位) に係る「105 点」を「125 点」に、(カ) 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (1 単位) に係る「185 点」を「190 点」に改め、(カ) から(コ) までを(ケ) から(ス) までとし、(オ) の次に次を加える。

(カ)	廐用症候群リハビリテーション料(Ⅰ) (1 単位)	250 点
(キ)	廐用症候群リハビリテーション料(Ⅱ) (1 単位)	200 点
(ク)	廐用症候群リハビリテーション料(Ⅲ) (1 単位)	100 点
- 5 算定基準の記の 1 (22) のイを次のように改める。

疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注 1 のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注 4、注 5 及び注 6 (注 5 及び注 6 は脳血管疾患等リ

ハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。) については、適用しないものとする。

6 算定基準の記の 1 (22) のウを次のように改める。

入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADL の自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料（I）（運動器リハビリテーション（II）を含む。）を算定すべきリハビリテーションを行った場合又は医療機関外において、疾患別リハビリテーション料（I）（運動器リハビリテーション（II）を含まない。）を算定すべき訓練に関するリハビリテーションを行った場合は、ADL 加算として 1 単位につき 30 点を所定点数に加算して算定できるものとする。

7 算定基準の記の 1 (24) の「760 点」を「770 点」に、「570 点」を「580 点」に改め、アを次のように改める。

ア 傷病労働者（入院期間が 1 月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を 3 か月以上継続している者であって、就労が可能と医師が認める者。）が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士若しくは作業療法士（以下「医師等」という。）が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導（以下「訪問指導」という。）を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、入院中及び通院中に合わせて 3 回（入院期間が 6 月を超えると見込まれる傷病労働者にあっては、入院中及び通院中に合わせて 6 回）に限り算定できるものとする。

8 算定基準の記の 1 (24) のウの次にエとして次を加える。

エ 訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後 1 月以内に、医師等が上記アの傷病労働者のうち入院中の者に対し、本人の同意を得て、職業復帰を予定している事業場において特殊な器具、設備を用いた作業を行う職種への復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行い、診療録に訪問指導の日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載した場合は、訪問指導 1 回につき 2 回を限度に職業復帰訪問訓練加算として 1 日につき 400 点を所定点数に加算できるものとする。

9 算定基準の記の 1 (29) のアのうち、「及び『舟状骨』」を「、『手根骨』及び『足の舟状骨』」に改める。

10 算定基準の記の 8 のうち、「平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号」を「平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号」に、「別紙」を「別紙 1」に、「4 級地及び」を「3 級地から」に改める。